

第2章

後期基本計画

1. 施策体系（施策の頁）

<< 基本目標 >>

<< 基本方針 >>

<p style="text-align: center;">① 安全・安心 の 確保</p>	01-ひとにやさしい、医療・福祉が充実したまちづくり		p.30
	<< 施策 >>	1-保健・医療サービスの充実	p.30
		2-高齢者保健福祉の充実	p.34
		3-障害者福祉の充実	p.36
		4-地域福祉の充実	p.38
		5-社会保障の充実	p.40
	02-市民生活の基盤が充実した、自然と共生したまちづくり		p.42
	<< 施策 >>	1-計画的な土地利用の推進	p.42
		2-体系的な道路網の整備	p.44
		3-都市機能の整備	p.46
		4-上・下水道の整備	p.48
		5-公共交通の充実	p.50
		6-情報・通信分野の整備	p.52
		7-自然環境の保全	p.54
	03-誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり		p.56
	<< 施策 >>	1-住環境の整備と定住促進	p.56
		2-公園・緑地の整備	p.60
		3-消防・防災の推進	p.62
		4-交通安全・防犯対策の推進	p.64
		5-環境衛生の推進	p.66
		6-循環型社会を目指したシステムの構築	p.68
7-消費者の安全		p.70	

<p style="text-align: center;">② 観光交流 の 促進</p>	01-観光資源の強化と創造による、観光振興まちづくり		p.74
	<< 施策 >>	1-観光の振興	p.74
	02-広域連携の強化による、交流拡大のまちづくり		p.78
	<< 施策 >>	1-国際交流の推進	p.78
		2-広域観光連携・地域間交流の推進	p.80
	03-観光産業の育成による、おもてなしのまちづくり		p.82
	<< 施策 >>	1-観光産業の育成	p.82
	2-おもてなしの向上	p.84	

<< 基本目標 >>

<< 基本方針 >>

<p>③ 産業 の 振興</p>	01-地域資源を活かした、多様な産業と活力にあふれたまちづくり		p.88
	<< 施策 >>	1-商工業の振興	p.88
		2-農林業の振興	p.90
		3-市内雇用の拡大や労働者の福利厚生	p.94
	02-地域資源の連携による、新しい産業を創出するまちづくり		p.96
	<< 施策 >>	1-一体的な産業の推進と企業誘致の推進	p.96
		2-観光と連携した地場産業の育成	p.98
03-地域資源の付加価値を生むまちづくり		p.100	
<< 施策 >>	1-六次産業化や地域ブランド開発の推進	p.100	

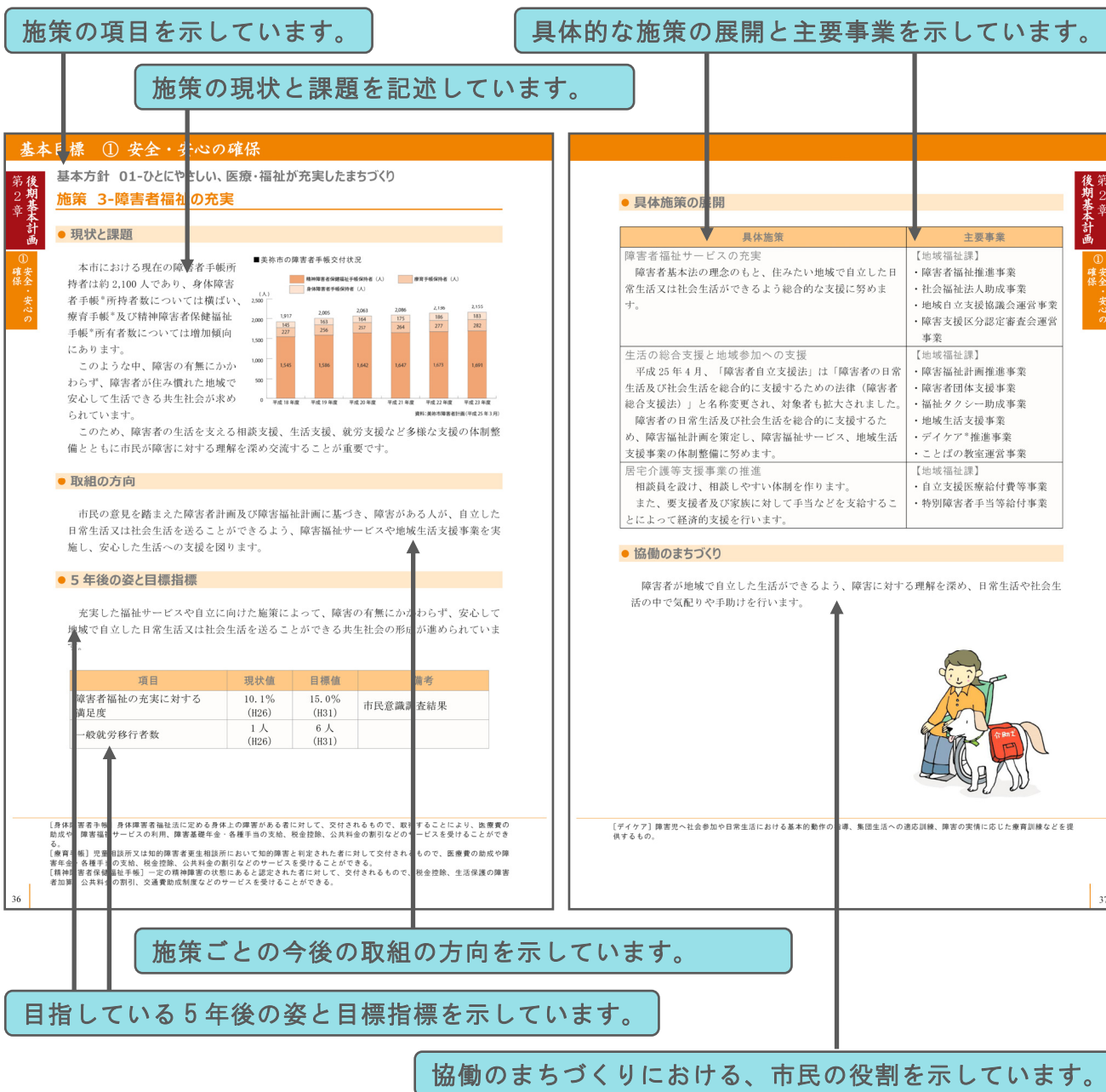
<p>④ ひと の 育成</p>	01-地域に根づく次世代を育む、教育環境の充実したまちづくり		p.106
	<< 施策 >>	1-学校教育・人材育成の充実	p.106
		2-生涯学習・生涯スポーツの推進	p.110
		3-青少年健全育成と地域づくり	p.114
		4-子育て支援の充実	p.116
	02-地域特性に培われた、歴史・文化を継承するまちづくり		p.120
	<< 施策 >>	1-ジオパーク活動の推進	p.120
		2-芸術・文化の振興	p.124
		3-文化財の保護	p.126
	03-地域を支える担い手を育てるまちづくり		p.128
	<< 施策 >>	1-人権教育・啓発活動の推進	p.128
2-男女共同参画社会の実現		p.130	

<p>⑤ 行財政運営 の 強化</p>	01-効率的・効果的な財政運営によるまちづくり		p.134
	<< 施策 >>	1-経営感覚をもった行財政運営の推進	p.134
		2-ニーズに合う弾力的な機構改革の推進	p.138
	02-質の高い行政サービスによるまちづくり		p.140
	<< 施策 >>	1-効率的できめ細かな行政サービスの推進	p.140
		2-官民パートナーシップの推進	p.142
		3-市職員の能力の向上	p.144
	03-市民が主役の協働のまちづくり		p.146
	<< 施策 >>	1-市民参加型まちづくりの推進	p.146
2-市民活動支援の推進		p.148	

■ 後期基本計画の見方

基本計画における各施策について、以下に示すように、現状と課題、今後の取組の方向、5年後の姿と目標指標、そして、具体的な施策の展開に関する説明と主な実施事業について記載しています。

また、協働のまちづくりにおける市民の役割についても記載しています。



基本目標 ① 安全・安心の確保

基本方針 01-ひとにやさしい、医療・福祉が充実したまちづくり

施策 3-障害者福祉の充実

● 現状と課題

本市における現在の障害者手帳所持者は約2,100人であり、身体障害者手帳*所持者数については横ばい、療育手帳*及び精神障害者保健福祉手帳*所有者数については増加傾向にあります。

このような中、障害の有無にかかわらず、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる共生社会が求められています。

このため、障害者の生活を支える相談支援、生活支援、就労支援など多様な支援の体制整備とともに市民が障害に対する理解を深め交流することが重要です。

● 取組の方向

市民の意見を踏まえた障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障害がある人が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施し、安心した生活への支援を図ります。

● 5年後の姿と目標指標

充実した福祉サービスや自立に向けた施策によって、障害の有無にかかわらず、安心して地域で自立した日常生活又は社会生活を送ることができる共生社会の形が進められています。

項目	現状値	目標値	備考
障害者福祉の充実に対する満足度	10.1% (H26)	15.0% (H31)	市民意識調査結果
一般就労移行者数	1人 (H26)	6人 (H31)	

【身体障害者手帳】身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、交付されるもので、取組することにより、医療費の減額や福祉サービスの利用、障害基礎年金・各種手当の支給、税金控除、公共料金の割引などのサービスを受けることができます。

【療育手帳】児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付されるもので、医療費の助成や障害年金・各種手当の支給、税金控除、公共料金の割引などのサービスを受けることができます。

【精神障害者保健福祉手帳】一定の精神障害の状態にあると認定された者に対して、交付されるもので、税金控除、生活保護の障害者加算、公共料金の割引、交通費助成制度などのサービスを受けることができます。

● 具体施策の展開

具体施策	主要事業
障害者福祉サービスの充実 障害者基本法の理念のもと、住みたい地域で自立した日常生活又は社会生活ができるよう総合的な支援に努めます。	【地域福祉課】 ・障害者福祉推進事業 ・社会福祉法人助成事業 ・地域自立支援協議会運営事業 ・障害支援区分認定審査会運営事業
生活の総合支援と地域参加への支援 平成25年4月、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更され、対象も拡大されました。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス、地域生活支援事業の体制整備に努めます。	【地域福祉課】 ・障害福祉計画推進事業 ・障害者団体支援事業 ・福祉タクシー助成事業 ・地域生活支援事業 ・デイケア*推進事業 ・ことばの教室運営事業
居宅介護等支援事業の推進 相談員を設け、相談しやすい体制を作ります。また、要支援者及び家族に対して手当などを支給することによって経済的支援を行います。	【地域福祉課】 ・自立支援医療給付費等事業 ・特別障害者手当等給付事業

● 協働のまちづくり

障害者が地域で自立した生活ができるよう、障害に対する理解を深め、日常生活や社会生活の中で気配りや手助けを行います。

【デイケア】障害者へ社会参加や日常生活における基本的動作の訓練、集団生活への適応訓練、障害の実情に応じた療育訓練などを提供するもの。